

監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成21年2月6日

奈良県監査委員 谷 川 正 嗣

奈良県監査委員 南 田 昭 典

奈良県監査委員 田 中 惟 允

奈良県監査委員 小 林 茂 樹

第1 定期監査

1 監査の実施方針

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているかどうか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として実施した。

2 監査における重点事項

監査を効率的に実施するため、20監査年度における監査重点項目は、次のとおりとした。

①重要物品（公用車を除く。）の管理・利活用状況

- ・重要物品は、法令、条例等に則り、適正に管理（現物の確認を含む。）されているか。
- ・重要物品は、有効に利用され、活用（外部利用を目的とするものについては外部利用も含む。）されているか。
- ・重要物品の処分は、適正か。

②未収金の収納状況

- ・未収金に対する対応（徴収の取り組み、体制等）は適正か。
- ・納入指導、滞納整理は必要かつ十分に行われているか。
- ・法的措置の状況はどうか。
- ・安易に不納欠損処分が行われていないか。

③委託業務における1者随意契約の実施状況

- ・随意契約理由は適正か。
- ・競争入札、見積競争が可能な例はないか。

④長期継続契約の導入状況

- ・平成17年4月から長期継続契約を締結することができる対象範囲が拡大されたことを受け、導入された契約が適正に行われているかどうか。
- ・長期継続契約の導入されていない契約について、制度の趣旨に照らして今後導入の要否が検討されているか。

3 監査実施期間

平成20年11月10日から同年12月19日まで

4 監査対象機関

本庁、出先機関の所属について実地（１６所属）及び書面（５６所属）により監査を執行した。

所 管 部 局	実 地 監 査	書 面 監 査	所 管 部 局	実 地 監 査	書 面 監 査
知 事 公 室		２所属	景 観 ・ 環 境 局		１所属
総 務 部	４所属		商 工 労 働 部		１所属
文 化 観 光 局		２所属	農 林 部	４所属	１所属
福 祉 部		５所属	土 木 部	７所属	
こ ども 家 庭 局		１所属	教 育 委 員 会		２７所属
健 康 安 全 局	１所属	４所属	警 察 本 部		１０所属
く ら し 創 造 部		２所属			

※実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

書面監査 監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

5 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

区 分 所管部局	指 摘 事 項						注 意 事 項						意見	合計
	収入	支出	契約	工事	財産 管理	その他	収入	支出	契約	工事	財産 管理	その他		
総 務 部													４	４
福 祉 部							３							３
こ ども 家 庭 局												１		１
健 康 安 全 局		１										１		２
農 林 部								１	２			１		４
土 木 部		１					１	２	１			４	２	１１
教 育 委 員 会	４						１							５
警 察 本 部						５						４		９
合 計	１ １						２ ２						６	３９

(2)所属別一覧

部 局 名	所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
知 事 公 室	東京事務所	1 1 月 1 0 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	消防学校	1 1 月 1 0 日	同 上
総 務 部	奈良県税事務所	1 1 月 1 0 日	個人県民税の徴収対策について 県税の収入未済については、各種の滞納整理対策に取り組み、徴収率向上のために努力されているが、国からの税源移譲により大幅な調定額の増となった個人県民税現年度分の徴収率は微減となり、収入未済額は増加している。 税源移譲を実効あるものとするため、管内市町村との連携をさらに強化し、個人県民税徴収率のなお一層の向上に努められたい。(意見)
	高田県税事務所	1 2 月 1 7 日	個人県民税の徴収対策について 県税の収入未済については、各種の滞納整理対策に取り組み、徴収率向上のために努力されているが、国からの税源移譲により大幅な調定額の増となった個人県民税現年度分の徴収率は微減となり、収入未済額は増加している。 税源移譲を実効あるものとするため、管内市町村との連携をさらに強化し、個人県民税徴収率のなお一層の向上に努められたい。(意見)
	桜井県税事務所	1 1 月 1 2 日	個人県民税の徴収対策について 県税の収入未済については、各種の滞納整理対策に取り組み、徴収率向上のために努力されているが、国からの税源移譲により大幅な調定額の増となった個人県民税現年度分の徴収率は微減となり、収入未済額は増加している。 税源移譲を実効あるものとするため、管内市町村との連携をさらに強化し、個人県民税徴収率のなお一層の向上に努められたい。(意見)
	吉野県税事務所	1 1 月 2 0 日	個人県民税の徴収対策について 県税の収入未済については、各種の滞納整理対策に取り組み、徴収率向上のために努力されているが、国からの税源移譲により大幅な調定額の増となった個人県民税現年度分の徴収率は微減となり、収入未済額は増加している。 税源移譲を実効あるものとするため、管内市町村との連携をさらに強化し、個人県民税徴収率のなお一層の向上に努められたい。(意見)
文化観光局	旅券事務所	1 1 月 1 0 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	図書情報館	1 1 月 1 0 日	同 上

福祉部	吉野福祉事務所	11月10日	生活保護費返還金の未収金について 生活保護費の返還金において未収金の増加が認められた。 今後も一層、収納の促進に努めるべきである。 (注意事項)
	心身障害者福祉センター	11月10日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	身体障害者更生相談所	11月10日	同上
	筒井寮	11月10日	児童福祉施設使用料の収納について 児童福祉施設使用料において、事務処理を誤り、また、収納状況の確認を行っていなかったため、収納遅延となっているものが認められた。 今後は、納期に収納状況の確認を行い、未収分について督促を行うなど、適正な収納事務を行うべきである。 (注意事項)
	登美学園	11月10日	児童福祉施設使用料未収金について 児童福祉施設使用料において、未収金の増加が認められた。 未収金の回収に努力されているが、より一層の適正な債権管理と早期収納に努めるとともに、新たな未収金発生の防止に努められたい。 (注意事項)
こども家庭局	中央こども家庭相談センター	11月10日	公用車使用中における毀損について 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (注意事項)
健康安全局	医療管理課	11月10日	不適正な会計処理について 奈良県立医科大学附属病院において、過年度に薬品費及び診療材料費の一部を次年度に繰り延べ処理されていたことが報告された。このことは、公会計に対する県民の信頼を揺るがすもので誠に遺憾である。奈良県立医科大学附属病院は平成19年4月に公立大学法人化されているが、引き続き多額の補助を行っていることから、公立大学法人奈良県立医科大学会計規程等に基づき適正な会計処理が行われるよう指導すべきである。 また、過年度分の支出書類等を調査したところ、奈良県行政文書管理規則等により5年間保存すべき納品書について、平成17年度以前の書類が一部確認できなかった。納品書は、物品の納入を確認し、支出の根拠となる重要な会計書類であり、適正保管すべきである。公立大学法人奈良県立医科大学において、会計書類の保管管理が会計規程等に基づき適正に処理されるよう指導されたい。 (指摘事項)

	郡山保健所	11月10日	公用車使用中における事故の発生について 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。(注意事項)
	葛城保健所	11月10日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	吉野保健所	11月10日	同 上
	精神保健福祉センター	11月10日	同 上
くらし創造部	野外活動センター	11月10日	同 上
	女性センター	11月10日	同 上
景観・環境局	産業廃棄物監視センター	11月10日	同 上
商工労働部	高等技術専門学校	11月10日	同 上
農 林 部	北部農林振興事務所	11月12日	同 上
	中部農林振興事務所	12月17日	見積書による設計単価の取扱について 設計単価に見積書を使用する場合、見積額の最低価格を採用すべきところ、3者の見積額の平均価格を採用していた。 農林部の積算基準に従い最低価格で適正に積算すべきである。(注意事項)
	東部農林振興事務所	11月20日	支出負担行為の整理時期及び支出科目について 予算執行において、協定締結日の後日に支出負担行為を行い、かつ不適正な支出科目による支出を行っているものが認められた。 今後は、支出負担行為の整理を適正な時期に行うとともに、適正な支出科目で支出すべきである。(注意事項)
			見積書による設計単価の取扱について 設計単価に見積書を使用する場合、見積額の最低価格を採用すべきところ、3者の見積額の平均価格を採用していた。 農林部の積算基準に従い最低価格で適正に積算すべきである。(注意事項)
	南部農林振興事務所	11月18日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	家畜保健衛生所	11月10日	公用車使用中における事故の発生について 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。(注意事項)

土 木 部	奈良土木事務所	12月19日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	郡山土木事務所	12月19日	道路占用料及び河川占用料の調定誤りについて 道路占用料及び河川占用料について、3件の調定誤りが認められた。 今後、事務処理に十分留意するとともに、チェック体制の強化を図られたい。(注意事項) 公用車事故の発生及び使用中における毀損について 公用車事故の発生及び公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。(注意事項)
	高田土木事務所	12月17日	予算執行について 工事請負費の執行において、不適正な歳出科目による支出が認められた。 今後は適正な歳出科目で支出すべきである。(指摘事項) 契約事務について 馬見丘陵公園管理業務については、長期間にわたり同一業者と一者随意契約により委託が行われている状況にあるため、今後は、競争性・透明性・公平性の確保の観点から、可能な限り競争入札等を実施するよう検討されたい。(意見)
	桜井土木事務所	11月12日	契約事務について 用地買収の契約期間延長契約において、変更契約締結の伺いを行わずに契約を行っているものが認められた。 変更契約締結においても事前に決裁を受けた上で契約を締結すべきである。(注意事項) 公用車事故の発生について 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。(注意事項)
	宇陀土木事務所	11月20日	入札制度の適正な執行について 宇陀地区測量業務に関し、県職員が競売入札妨害にかかわったことは誠に遺憾である。 再発防止に向け、一般競争入札の拡大、予定価格・最低制限価格の事前公表、電子入札の導入など入札制度改革を推進するとともに、談合防止の啓発文書・ポスターの配布・掲出、指名停止措置要領の改正強化等の業者指導を強化するなど、様々な再発防止策に取り組まれているところであり、引き続き入札制度の適正な執行に努められたい。(意見)

	吉野土木事務所	11月20日	日々雇用職員の賃金の支給誤りについて 日々雇用職員の賃金の支給において日額単価を誤ったため、10件、44,313円の支給不足が認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。(注意事項) 公用車使用中における毀損について 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。(注意事項)
	五條土木事務所	11月18日	特殊勤務手当の支給誤りについて 高所作業手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件、1,480円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。(注意事項) 公用車使用中における毀損について 前年度に引き続き公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。(注意事項)
教育委員会	社会教育センター	11月10日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	奈良商業高等学校	11月10日	同 上
	奈良工業高等学校	11月10日	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において未収金の増加が認められた。 電話、文書、面談による納付指導を行う等未収金の解消に努められているが、今後も一層収納の促進に努めるべきである。(指摘事項)
	奈良高等学校	11月10日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	西の京高等学校	11月10日	同 上
	平城高等学校	11月10日	同 上
	高円高等学校	11月10日	同 上
	登美ヶ丘高等学校	11月10日	同 上
	山辺高等学校	11月10日	同 上
	郡山高等学校	11月10日	同 上

	西和清陵高等学校	12月15日	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において未収金の増加が認められた。 電話、文書、面談による納付指導を行う等未収金の解消に努められているが、今後も一層収納の促進に努めるべきである。 なお、時効が完成していると見られる平成15年度の1件については、速やかに不納欠損処分を行うとともに、これまでに時効中断事由がないため、また、過去に債務承認がなされ一旦時効が中断したもののその後の納付がないため、時効の満了日が近い未収金6件については、速やかに債務承認等の時効中断措置を講じ、もって債権の保全に努められたい。 (指摘事項)
	樫原高等学校	11月10日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	畝傍高等学校	11月10日	同 上
	高取国際高等学校	12月15日	同 上
	榛生昇陽高等学校	11月10日	同 上
	王寺工業高等学校	11月10日	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において未収金の増加が認められた。 電話、文書、面談による納付指導を行う等未収金の解消に努められているが、今後も一層収納の促進に努めるべきである。 (注意事項)
	香芝高等学校	11月10日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	御所工業高等学校	11月10日	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において未収金の増加が認められた。 滞納者に対し、文書による督促、また、個別訪問により納付指導を行い納付計画書の提出を求めるなど、未収金の解消に努力されているが、今後一層未収金の解消に努めるべきである。 (指摘事項)
	御所東高等学校	11月10日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	吉野高等学校	11月10日	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において未収金の増加が認められた。 今後も定期的に授業料等徴収促進委員会を開催し、滞納者に対する納付指導を徹底・強化するほか、支払督促等の法的措置を導入するなど、一層の収納促進と新たな発生防止に努めるべきである。 (指摘事項)

	盲学校	1 1 月 1 0 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	ろう学校	1 1 月 1 0 日	同 上
	奈良養護学校	1 1 月 1 0 日	同 上
	奈良東養護学校	1 1 月 1 0 日	同 上
	高等養護学校	1 1 月 1 0 日	同 上
	明日香養護学校	1 1 月 1 0 日	同 上
	大淀養護学校	1 1 月 1 0 日	同 上
警 察 本 部	奈良西警察署	1 1 月 1 0 日	公用車事故の発生について 前年度に引き続き公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。(指摘事項)
	生駒警察署	1 1 月 1 0 日	公用車事故の発生について 前年度に引き続き公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。(指摘事項)
	西和警察署	1 1 月 1 0 日	公用車事故の発生について 前年度に引き続き公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。(指摘事項)
	天理警察署	1 1 月 1 0 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	宇陀警察署	1 1 月 1 0 日	公用車使用中における毀損について 前年度に引き続き公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。(指摘事項)
	田原本警察署	1 1 月 1 0 日	公用車事故の発生について 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。(注意事項)

	高田警察署	11月10日	公用車事故の発生について 前年度に引き続き公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。(指摘事項)
	五條警察署	11月10日	公用車事故の発生について 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。(注意事項)
	吉野警察署	11月10日	公用車事故の発生について 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。(注意事項)
	中吉野警察署	11月10日	公用車事故の発生について 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。(注意事項)

第2 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金（資本金等）の4分の1以上出資している法人について、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、補助金等交付団体について、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているか、指定管理者による公の施設の管理について、協定書等に従い適正にかつ効率的、効果的に行われているかなどについて実施した。

2 監査における重点事項

監査を効率的に実施するため、20監査年度における監査重点項目は、次のとおりとした。

①法人の日々の収入支出等の行為が適正に行われているか。

法人の活動等が法令等に違反せず、当該法人の設立目的に沿うものであること、当該活動により生じた法人の収入及び支出が正確かつ適正な手続きに従い行われているか。

②実績が正確に把握され、各種帳簿等に計上されているか。

収入及び支出について、各法人に適用される会計基準ないし各法人で定める会計規程等に従い必要な帳簿が作成される等、収入及び支出について会計処理が適正に行われているか。

3 監査実施団体及び監査の結果

監査実施団体等	実施年月日	監査結果
財団法人 健やか奈良支援財団	12月17日	基本財産等の管理運用について 基本財産等の管理運用において、基本財産については、一部を除いて有価証券、定期預金で運用されていたが、その他の資金は全て決済用普通預金で管理運用されていた。 「公益法人の設立許可及び指導基準」（閣議決定）では、「基本財産の管理運用は、固定資産としての常識的な運用益が得られる方法で行うこと」、「運用財産の管理運用は、法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと」とされている。 運用益を原資として公益活動を行う財団法人の設立趣旨に基づき、基本財産の一部（1百万円）及び、その他の資

		金のうち運転資金に要する資金を除いた分について、安全性に十分考慮した上で、より有利な運用が行えるよう、計画的な管理運用方法を検討すべきである。(意見)
財団法人 なら・シルクロード 博記念国際交流財団	12月19日	出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
財団法人 奈良県解放センター	12月15日	同 上
奈良県商工会連合会	12月15日	同 上
吉野熊野観光開発株式会社	12月17日	経営改善について 大台ヶ原入山者の減等に伴い、営業収益は二期連続の減少となり、また、経常損益が平成11年以降赤字に転じた結果、平成19事業年度末現在、繰越損失が累積し、長期借入金元金返済について償還猶予を受けている状況にある。 収入増加等に向けて経営改善計画を策定し、経営改善に取り組まれているところであるが、今後も引き続き営業収支の改善に努められたい。(意見)
社団法人 奈良県歯科医師会	12月19日	補助金の交付申請及び実績報告事務について 1 歯科衛生士養成事業補助金において、補助金交付要綱上、補助対象とならない経費を補助対象経費として交付申請、実績報告が行われていた。また、決算見込額で精算報告が行われ、最終決算額が変更になっているにもかかわらず、最終決算額の報告が行われていなかったため、平成15年度213,000円、平成18年度3,000円、合計216,000円の補助金の過大な受領が認められた。 補助金の交付申請及び実績報告に当たっては、補助対象経費と補助対象外経費を明確に区分し、適正に執行するとともに最終決算額の報告を行うべきである。 2 奈良県地域医療推進費補助金にかかる歯科助手等のスキルアップ講習会事業において、受講者から徴収している負担金を控除せずに講習会の開催費用を補助対象経費としていたものが認められた。 補助対象事業において特定の収入がある場合は、当該収入を控除して補助対象経費を算定すべきである。(指摘事項)

[所管する課] 地域医療連携課 健康増進課 地域医療連携課、 健康増進課、 保険福祉課	歯科衛生診療所指定管理について 出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 奈良県地域医療推進費補助金について 奈良県地域医療推進費補助金にかかる歯科助手等のスキルアップ講習会事業において、受講者から徴収している負担金を控除せずに講習会の開催費用を補助対象経費としていたものが認められた。 今回の問題は、実績報告の審査が不十分であったことに起因するものであり、実績報告書の審査に当たっては、根拠となる帳簿・資料等を確認するなど、完了検査の充実・強化を図るべきである。(指摘事項) 歯科衛生士養成事業補助金について 歯科衛生士養成事業補助金において、補助金交付要綱上補助対象とならない経費を補助対象経費として交付申請、実績報告を行っていたものが認められた。また、決算見込額で補助金の交付を行い、最終決算額の確認を行わなかったため、平成15年度213,000円、平成18年度3,000円、合計216,000円の過大な支出が認められた。 適正に処理するとともに、今後、交付申請書の内容を十分に確認し、実績報告書の審査に当たっては、根拠となる帳簿・資料等を確認するなど、完了検査の充実・強化を図るべきである。(指摘事項) 奈良県歯科医師会への補助金について 奈良県歯科医師会に対する補助金において、①年間12回の理事会のうち11回が補助対象(3補助金の合計)②歯科医師会のホームページ維持費のうち69%を補助(3補助金の合計)③会員に配布した「診療報酬点数表・改正点の解説」の購入経費全額を補助するなど、歯科医師会の自主事業と補助事業の区分に疑点が見受けられた。これらは、補助の有無にかかわらず、歯科医師会が実施する本来業務の面が強いと思料される。 今後は、補助基準を明確にし、自主事業と補助対象事業を峻別されたい。(意見)
--	--

有限会社 ハードボールテニス 〔所管する課〕 生涯学習・スポーツ 振興課	12月17日	明日香庭球場指定管理について 出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 運営目標の達成度等に対する評価について 運営目標の達成度等に対する評価は、指定管理者と県の双方が行い、今後の運営目標に反映させていく極めて重要なものである。 しかしながら、平成19年度事業実績において、指定管理者は運営目標未達成に対しての評価及び原因の究明が不十分であり、また所管課においても指定管理者の業務に対する評価及びそれに基づく改善の指示を行っていなかった。 今後は、県として指定管理者に対し運営評価を実施するよう適切な指導を行うとともに、指定管理者の業務に対する評価及びそれに基づく改善の指示を行い、指定管理業務の維持・向上に努められたい。（意見）
--	---------------	--